

総発第 332 号  
令和2年1月29日

酒田市監査委員 加藤 裕 様  
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 丸山 至



定期監査結果に対する措置等について

令和元年12月17日付監発第47号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
市民課	<p>注意 事項</p> <p>市民課窓口番号表示盤及び広告付き市政情報モニターシステムの使用貸借契約（平成25年11月1日から平成30年10月31日までの長期継続契約、解約の意思表示がない場合は、契約期間1年間更新）について、契約上、酒田市長は無償で使用し、相手方は広告放映料として月額10,000円を当月末日までに、酒田市長の発行する納付書により、納付するものと規定している。</p> <p>しかし、今年度は簿冊審査日（令和元年10月25日）現在、調定及び収入処理も無く、契約書のとおり手続きがされていなかった。担当課は、令和元年11月の契約更新時に年間分を一括して請求することで調整しているとの説明だが、調定は収入に対する請求</p>	<p>使用貸借に関する契約書を交わしている事業所と改めて協議を行い、広告放映料の納付額は現在の契約書に基づき月額を当月末日まで納付することを確認した。</p> <p>なお、納付にあつては事業者の申し出により4月から10月分を4月末日まで、11月から翌年3月分を11月末日まで2期に分けての支払いとする。</p> <p>調定及び収入処理においては、財務規則に基づき適正に行うよう周知徹底する。</p>

		<p>権が発生した平成 31 年 4 月 1 日に行うこととされている。現状の収入（納付）手続きが実態に則していないのであれば、契約の見直しを含め相手方と協議し、財務規則に基づき適正に処理すること。</p>	
環境衛生課	指摘事項	<p>ごみステーション整備費補助金（黒森第一自治会）について、平成 30 年 11 月 28 日の額の確定日から平成 31 年 3 月 6 日の支払いまでの期間が 3 か月以上のものであった。補助金請求が遅れたことが支払いの遅れにつながった一因となっているが、請求が遅いのは補助の必要性が低いとも考えられる。</p> <p>補助金交付要綱等に則り適正に事務を執行すること。</p>	<p>現在は補助金交付要綱に則り適正な事務を行っている。</p> <p>併せて係内で定期的に補助金等交付指令簿の確認を行うことで、補助金交付事務の遅延を防止する対策を講じた。</p>
	指摘事項	<p>私債権である墓地管理手数料の過年度未収金について、平成 26 年既に債務者が死亡し、相続財産管理人が死亡した債務者の財産処分手続きを終了させているため、それ以降の賦課は無効にもかかわらず、今年度も継続して債務者に賦課しているものがあつた。また、調査、折衝もしていないため実態を把握しておらず、滞納者個別の回収方針が定まっていないことから、長期間にわたり解消に向かっていないと思われるものがあつた。督促状、催告書の発送、滞納者の現況など債権管理台帳に必要不可欠な記載がなく、墓地管理手数料の個別回収マニュアルも策定されていなかった。</p> <p>また、非強制徴収公債権であるごみ収集処理手数料の過年度未収金について、滞納者に対して督促状が発送されておらず、債権管理台帳についても</p>	<p>墓地管理手数料に係る指摘を受け、滞納者を滞納要因別に分類し、その要因ごとの対応策をフローチャート方式で表したマニュアルを策定した。現在は、このマニュアルに沿って個別の回収方針を定めるようにしている。</p> <p>これまでの対応として、過年度分の滞納者に対しては、毎年、未納通知書と納付通知書を送付し文書催告を行っており、併せて電話督促や臨戸等を行っている。</p> <p>昨年 9 月には滞納者 13 名について夜間督促を行い、7 名から回収という成果があつた。さらに、係員による検討会議を行い、夜間督促による成果や今後の方向性等を確認し、夜間督促を有効な徴収手段として今後も活用していく必要があるという共通認識を図った。</p> <p>墓地管理料を滞納したまま返還されている 3 件については、2 月 6 日に開催</p>



	<p>ほとんど記載内容がなく、債権管理に係る書類の発送や交渉の状況が分からない状態にあった。</p> <p>滞納債権については適正な債権管理に努めるとともに、職員の債権管理スキルの向上を図ること。</p>	<p>される滞納整理審査会に諮り不納欠損処理を行う予定で進めている。</p> <p>ごみ収集処理手数料に係る督促状の未発送分については、令和元年11月19日付で催告書を送付している。</p> <p>現在は、未納者整理簿への記録及び管理を徹底するとともに、期限内に督促状を発送するようにしている。また、納付が確認出来ない場合は、催告（文書、臨戸、電話等）で対応している。</p> <p>債権管理のスキルについては、研修会への参加や滞納整理室に相談を行う等して、向上を図っている。</p>
<p>注意 事項</p>	<p>霊園管理料に係る口座振替について、霊園設置管理条例第12条において、管理料は、毎年4月末日までに当年度分を納付しなければならないと規定している。今年度の口座振替日は平成31年4月30日が祝日のため令和元年5月7日に設定したところ、金融機関へ口座振替データ送信を失念したため、令和元年7月1日に口座振替が実施されていた。</p> <p>口座振替の遅延により756人の対象者が影響を受けたことを重く受け止め、担当者まかせにすることなく課内のチェック体制を見直し、条例に則り適正に処理すること。</p>	<p>これまでも毎月開催している係内会議において、担当業務の進捗状況について報告及び確認をしていたが、霊園管理料については遺漏してしまった。</p> <p>本件のように市民と密接に関連する業務については、特に係内の相互チェック体制に努め、条例に規定する納期までに事務処理を進めることを徹底していく。</p>
<p>注意 事項</p>	<p>やすらぎ霊園墓参バス借上について、契約書を締結しないまま、やすらぎ霊園行き臨時バスが運行されていた。運行内容は、やすらぎ霊園に墓参りに行く方のため年3回（8月お盆、9月秋分の日、3月春分の日）午前と午後各1往復の墓参バスを借上げするものである。担当課は仕様書の認定伺を令和元年6月25日付け、見積執</p>	<p>指摘のあった契約については、契約検査課で示している様式に基づいて相手方業者と作業を進め、12月12日に支払いを完了した。</p> <p>本件は契約規則の認識不足から発生したものであることから、契約規則の内容を理解した上で事務を遂行するよう指導を行っている。</p>

	<p>行向を令和元年6月27日付けで起案しているが、契約向がなく契約書を取り交わしていなかった。例年、契約書を取り交わしているものであるが、今年度は契約書の締結を失念していた。</p> <p>また、バス借上に伴う貸借料の支払いについて、前年度は墓参バスの運行毎に支払っていたが、今年度は簿冊審査日（令和元年10月28日）現在、8月お盆の運行分と9月秋分の日々の運行分が支払われていなかった。契約書を取り交わしていないため支払い時期について合意がない状況であり、前年度と比較して市の対応の質が低下している。理由もなく契約書の締結を失念したことが原因であり、契約規則に則り適正に処理すること。</p>	
--	--	--